

第4回北見市男女共同参画審議会会議録（要旨）

日時 平成17年12月2日（金）

18：30～

場所 入札室（市役所別館1階）

出席者 新谷会長、小田副会長、兼平委員、徳田委員、渋野委員、橋場委員、吉谷委員
（天野委員、小池委員、徳本委員、早坂委員、平野委員は欠席）

事務局 山崎市民環境部次長、小原市民活動課長、佐野男女共同参画担当係長
佐藤市民活動課担当

1. 開会（市民活動課長）

資料の説明（事務局より送付資料と当日資料の確認）

2. 第3回検討テーマについて

会長

それでは、第4回北見市男女共同参画審議会を開催したいと思います。

本日のテーマは「農山漁村における男女共同参画の確立」ということで、その基本計画作成に向けての基本的な考え方を論議して頂くということでございます。

それでは、従来どおり意見書に即して、各委員から改めて発言して頂いた後で、自由討論の形にしていききたいと思います。

それでは、配布された資料の意見書集約の順番通りに進めたいと思います。

まず、私から最初になっております。農山漁村では、一般論としまして、都市部に比べて「家中心、男性優位」の考え方がまだ根強く残っているであろうと考えられます。

特に女性の労働のあり方ですけれど、いわゆる「内助の功」として、見えない力といいますが、家庭や経営を支えてきたのだらうと思います。

これからは、こういった状態の労働能力を適切に評価して、女性の個性と能力が発揮出来るように、男女共同参画を推進していく必要があると思います。

特に北見市においては、合併を控えておりますので、合併の暁には農山漁村を抱えることとなりますので、この部門での男女共同参画の推進が重要課題となるのではないのかなと思います。

具体的な取り組みと致しましては、目に見える形で進めていくのが大事ではないかと思ひまして、特に農協漁協等の組織における役員構成について女性の比率を30%以上に高める、50%以上でもいいのですが、とりあえず30%以上という数字を出してみました。

また、各種集会や行事に、男女が共同で参画するというのも必要ですし、家族経営協定の促進も大事だと思います。

仕事の特徴としまして、長時間労働、労働時間が不規則であり、それから非常に力仕事が多いということが上げられると思いますが、そういったことを出来るだけ改善し、

労働環境を見直して男女ともに、働きやすい職場づくりを目指していったらどうかと思います。

私の発想としては、女性だけではなく男性の意識の変革ということが、農山漁村では大事ではないだろうかということで、特にそこを重点に考えてみました。私の方は以上です。それでは順番でF委員お願いします。

F委員

今回、特に農業漁業の方についてとても基礎知識が少なく、また資料も少なかったのですが、この資料を基に私の考えをお話したいと思います。

農業漁業の労働形態ですとか、昔ながら家族単位で仕事をしているのが今の主な経営の形態で、頂いた資料でもやはり家族単位で経営されることが多いということで書いてありましたので、その中では、女性は仕事をして家事もこなすということで、かなり負担が多いのではないかと思います。

経営に関しても家族単位でということが多いのだなと思ひまして、報酬を特に受け取っていないということで、また受け取っていても非常に報酬が少ない状態ということで、改善していく必要があるかなと考えています。

家族経営協定、これはこの資料で初めて聞いた言葉でして、読んでみて、なるほどな、内容等知りたいなと思っていたところ、今日新しい資料を頂きましたので、これから目を通して、分かったところで意見を述べたいなと思います。

それから2点目ですが、法人化されている農家の割合です。

法人化というのは事業所という形で、農家といってもタイムカードを採用していたり就業制度決めている形もあるというのは聞いた事がありましたが、この辺についても詳しく知りたいということで、お尋ねしましたらまたこれも資料を頂きましたので、読ませて頂きたいと思います。

それから役割の関係、他の業種に比べて農業労働者の方は、方針決定の場、農業委員さんの女性の割合は他の割合に比べるとずば抜けて低いのではと思ひまして、この割合が、少しずつでも増えているのか、減っているのか知りたいと思ひ、意識改革も必要だと思ひます。

最後になりますが、これも資料を読んで感じましたが、ここ数年テレビや雑誌で見ている、農家のお母さん達が地元の産物を使ったレストランを開店しましたとか、新鮮な物を全国に送ってます等、これがいわゆる「女性起業」という形であると理解致しました。こういうことをPRしていくのも必要だと感じました。

北見市でも「かあさんの朝市」というのがあり、こうした活動がもっともっと増えていってほしいと思います。

会長

どうもありがとうございました。それではG委員お願いします。

G委員

以前いただいた資料の中で家族経営協定の促進という項目があり、働きかけを行って

いるとありましたけれど、今日の資料を見まして少しずつでも効果があるのではないかと思います。

女性農業委員は、北見ではないと思いますが、全国的な数値は資料で分かりました。北見もゼロは問題ではないかと思うので、女性農業委員を増やすために、例えば男性の方から推薦を促したらいいと思いました。

男性の意識改革という部分で、男性から推薦あれば男性同士の中では意見がまとまるのではないかと思います。女性がいきなり立候補するというのは非常に難しいと思います。

狭い世界で、いきなり女性が手を挙げてやれるというような機会はないと理解していますので、男性からの推薦、男性の意識改革、女性の農業委員を出すことが開かれた農業ということをアピールしていけるのではないかと思います。

会長

はい、どうもありがとうございました。

D委員は欠席ですが、各自読んで頂くことに致しまして、これに関連しましてご意見の中の男女共同参画プランきたみに触れられておりますが、本日のテーマは今まで全く議論されていないわけではありません。

D委員のご指摘のように、既にプランの中でも推進課題 大項目2 というところでふれられています。

当審議会としましては、この農山漁村の問題をもっと前面に出して大きなテーマとして取り扱うことで、ご了解を頂いているところであります。

そのプランの方も参考にして頂ければと思います。

それでは、C委員お願いします。

C委員

はい、私も農山とか漁村に住んだこともなければ、研究したこともないので、認定農業者等について理解を深める資料があればと思いインターネットで調べて見つけた資料を今日配布して頂きましたが、これを読んでもなぜ認定農業者が増えて女性の認定農業者が増えること、家族経営協定が普及する事が、直接的に今この収入の格差だとか、意思決定の男女の格差の解消にどう直接結びつくか詳しい方にご教授いただきたいくらいです。

正直今日の農山漁村における男女共同参画社会というのは、港の方に行けばまだ男尊女卑が残っている等と想像してみましたが、農山漁村に暮らしたことがない私がこのテーマについて語るのはおこがましいなと思っていました。

しかし、この配布された資料を見ると、やはり大きな違いはあるのだなと、あるいは数字を見せつけられると、単なる一般論ではないのだなと理解しまして、それなりに読んでショックを受けていたのですが、ではその格差というのは、農山漁村における仕事は肉体労働が中心で、どうしても男女の肉体的な機能の違いそういったものが積み重なってきていることもあるのかなと、意識や慣行についてはPR活動や啓蒙活動もそれなりに効果があるのだと思います。

その際に道徳的な見地から男女共同参画の必要性を説くだけでなく、もちろんこれも大事ですが、例えば食育など女性が大きな関わりが果たすだろうと、こういう実利的なメリットを強調する必要もあると思います。

例えば、先ほども話した力仕事も多いのでということが原因であれば、技術が進むに連れてそれは揺らいでいくと思います。

それと同時に、先程の話にも関わりますが、直接的仕事、天候を見たり、海を見たり熟練的な要素というのは必要な分野だと思いますが、思考の部分、頭使った部分のウエイトも高まっていると思います。

こういう頭を使った作業は、男女の違い、肉体的な違いはありません。

農山漁村の仕事は男の仕事であり、だから男が金を受け取るのは当たり前である、あるいは農業の中の意思決定は男が中心となるのは当たり前であるという根拠は揺らいでくると考えます。

また、制度的な問題があるとすれば、当然そこは見直していかなければなりません。

今日のキーワードになると思いますが、家族経営協定ですとか、女性認定農業者をもっと増やすだとか、制度的な改善ということも一環でしょうが、冒頭にも話しましたが、この2つが改善されても、男女格差の解消につながっていくのかイメージができません。

さらに、協定というのは一律にこうあるべきだということではなく当事者同士で決めなさいとなっており、これがどれほどの拘束力を持つかわかりませんし、法律でいうところの契約に該当するのか、でも契約というのは、対等な立場があって初めて成り立つものであり、そこに男だから、女だからという固定観念がある中で、しかも夫婦間で、成り立つのかどうか、いろいろ考えれば考えるほど疑問が生じます。どなたかお答えできる方はご教授いただきたいと思います。私の方からは以上です。

会長

はい、どうもありがとうございました。続きましてE委員は欠席でございます。意見書につきましては参考にしていきたいと思っております。それではA委員お願いします。

A委員

前回検討した事や今回検討するテーマについても、子育てとか次世代の育みと男女共同参画との関係が密接につながり、大切だろーと思えました。

それから今回の農山漁村のというのが農林水産業のということと、それとは別に地域の特徴、農山漁村地域の特徴の両方、それぞれの関係の部分と関連があるように思われて、地域の特徴が、そういう産業の特徴の部分なのか、それを検討の中で明確化できればと思えました。

農林水産業の従事者の特徴なのですが、あの経営上の位置づけが不明確で、賃金面以外の例えば年金などの不利はないのでしょうか。

健康診断などは会社勤めの配偶者についても少ないというのが、全国的に問題ですが、業種別にどこが低いというのはわからないのですが、40歳以上の勤め先などの健診を受ける機会がない人の基本健康診査の受診率が、全国で42.6%、北海道で28.6%です。都道府県では42位くらいです。

この健診というのは40歳以上で、男女問わず、国民健康保険に加入している人・雇用されている人の配偶者が対象です。

高い都道府県でも、山形64.9%など、都市部が低いというわけではなく、都道府県によって差があるってということで、行政指導などで比率を上げて欲しいと思います。

それから地域の問題として、家族内に暴力などの問題が生じて、助けを求めにくいとか、それは表面化しにくいなどという話があるのですが、これも、もしかしたら文化や気持ち、意志の問題以外に、離婚などに至った場合の、収入や仕事の面での不安があるといった制度の問題で、改善できる問題を含んでいると思います。

会長

はい、どうもありがとうございます。それでは、副会長お願いします。

副会長

はい、2点ほどお話ししたいと思います。

北見には女性農業委員はおりません。

ここ2回くらいの状況ですが、定数どおりということで選挙がない状態です。

今年の春、根室に行った時、女性の方から農業委員という名刺を頂きました。その時はお話出来なかったのですが、今日その方に審議会の参考にしようと電話をかけて農業委員になられた経過をお聞きしてみました。

その方は、酪農家の方で、根室も男女共同参画の基本計画を作っていて、その時に、自分が委員のメンバーとして選ばれたそうです。その基本計画の中で、女性の農業委員を出すということを目指の一つに掲げたそうです。

それで、市議会の推薦枠というのが、農業委員に3名あったそうです。

その中で、3名のうち男性を2名、女性1名を推薦ということで農業委員の誕生につながったそうです。

農業委員の任期は3年ですから、3年経過して今は2期目だそうです。

1期目の時は推薦枠で2期目は立候補したそうです。

そして、もう一人女性の推薦枠があるので、もう一人の方を議会から推薦してもらい、今女性の農業委員は2名だそうです。

農業委員の女性が誕生した発端は、この男女共同参画の基本計画からということをお話ししました。

根室は畑作農家がないそうです。全部酪農家だけの農業委員と聞きました。

実際その方が農業委員になって色々な経験をしたそうですが、その方も70歳前ですが次の世代へつなげるために、自分が先駆けとなって農業委員にもっと女性が増えるようにと思っているそうです。

それからもう1点ですが、今年の春まで北見工大にいたオオミ先生という方がいらしたのですが、高知大学にもいらした先生で、高知でその先生の指導によって、行政と農家のお母さんと2年くらいの間に勉強会をして、農家の方達が外へ出るってことを第一目標として、行政のバックアップによって勉強会を始めたのがきっかけとなり、「母さんの台所」というのができて年中、農産物を売ったり、加工したものを売ったりして、

3千5百人の人口の村ですから、北見のようにスーパーとかはないので小売り店が多い地域ところですよ。

そして、農家の八ネ品を売って収入を得て、年数的にはまだ10年には満たないようですが、去年は、1000万以上の収入があったそうです。

農繁期はできませんが、農閑期なんかには何人かがグループを作って店を出したりしているそうです。

こういうのを実際に交流して見てきたのですが、行政側のバックアップや仕掛けがあってこういう形になったということで参考になる部分もあるかと思います。

北見は「かあさんの朝市」とか、仁頃からも来てますよね、今度合併になります端野の「のんたの湯」で土日は、ずいぶん野菜を売ってまして、私も買いに行きますけど、全部女性でやっているのですね。

父さんの協力がなくて今日は店出せなかったんだという話を聞くと、夫婦の協力を得てという形にはまだなっていないという印象があります。

女性の改革を横のつながりを強めて、いい形にしていって頂ければいいなというのを感じました。

あと、相談の中では農家の息子さんにお嫁さんが来ないということがあり、紹介する人がいて、私が相談を受けた方は、そういう会から紹介されたのですが、男性側の被害でした。

結婚の直前まで行って、破談になったのですが、農家の生活というのがオープンになっていないと思います。

法人化されているのが少ないという話しも先ほど聞きましたが、農業をされている方と結婚をするっていう事に対して、女性にとって未知なものが多いために結婚ということには不安があると思いました。

いざ離婚という事になると男性が考えるのは、農家の仕事は2人でやりますから、仕事が成り立っていかないってことを、まず男性側は言います。

二人三脚でやっているものなのですから、女性、妻側にも収入面など発生するものがあればもっと違うことになるのかなと思いました。

女性の側も離婚ということになると、私が何年か働いて、1万か2万しか、お小遣い程度にしかもらっていないのだけれど、給料制の形でその分を、慰謝料として欲しいという主張する方もあります。

ずいぶんいろいろ考えさせられる場面にも出会いました。漁業関係はよくわからないのですが、農業関係は、もっと改善していくといろんなものが少しずつ解消されていくのかなと感じます。

会長

はい、どうもありがとうございました。J委員どうでしょう。農業の事についてコメントがありましたらお願いします。

J委員

実態として、横のつながりという部分では、昨年女性部で、フレッシュミズという組

織ができて、当然女性の地位の向上というのが一つありまして、農協側としても、育成し、支援してという方向であります。

今、合併しますから、支所の女性部、本部の女性部などがあり男女共同参画ということでは、昨年支所の運営委員会を立ち上げ、その中には女性の役員が参画して頂いています。

後はその懇談会というのを年に2回開いていますが、女性の立場からの意見を吸い上げる形は作っています。

実態としては、やはり家族が元であるという文化が根強く残ってしまっていて、どうしても男社会中心になってしまうということもあります。

それが農業委員には女性がいないということにもつながってきていると思います。

当然、今までは踏襲してきたんだと思いますが、先程副会長がお話ししていましたが、農業委員についてはよくわからないのですが、北見にも推薦枠とかはあるのですか。

事務局

議会からの推薦枠ということではなくて、議会議員の推薦枠つまり議員が農業委員になるという推薦枠があります。

副会長

根室とは違うのですね。

事務局

先ほど話された女性の農業委員は議員ではないのですか。

副会長

いえ、違います。酪農家の方です。

J委員

後は、皆さんからの意見や資料にもあって、この資料の数字の出所がよくわかりませんが家族経営協定の部分です。

実態として、きたみらい農協としては家族経営協定の推進までしていなくて、これから精査といいますか取り組んでいくというのを検討していく段階です。

先ほど言いましたように、農家の奥さんの経営にかかるウエイトというのは、通常の家計よりかなり大きいのです。そういった意味では、家族経営協定は別にして、営農計画を立てますので、その中でできるだけその奥さんや後継者へも理解してもらおうということになります。

ただどうしても実態は家族単位となってしまう、賃金とは少し質が違うのかという気はします。

会長

ありがとうございました。また後ほどお伺いしたいと思います。それでは、最後に、

H委員お願いします。

H委員

はい、今日は代役という形で初めて出席しまして、みなさんのお話を聞いて、農家の奥さんの収入を賃金としてきちんとあげるという考え方と今までの農家の意識、夫婦二人でやっていて家族単位で収入があるという心のゆとりや安心という思いとバランスよくやっていかなければいけないと思いました。

会長

はい、ありがとうございました。この後は、フリートークで進めたいと思います。

副会長

北見では農業委員は何人いるのですか。

事務局

昔は、35人位いたのですが、だんだん減ってしまっていて、ちょっと調べさせてください。

会長

議論のきっかけとして、C委員からありました認定農業者制度とか家族経営協定は、どう男女共同参画に結びつくのかよくわからないというお話でしたが、この点についてはどうですか。

認定農業者制度は改定されまして、夫と妻の両方申請できることになり、その結果女性の認定農業者の数も増えてきたということです。

J委員

今までは違いまして、一世帯に一人ということで経営者、つまり大抵は男性がなっていました。いつ改定されたのですか。

F委員

資料にもありましたが、平成15年の6月です。

J委員

家族経営協定を結んでいることが条件になっていますね。

会長

家族経営協定の法的効力というお話もありましたが、これは契約の一種になるのでしょうかね。

これに反するようなことが行われれば、協定違反という効力も生まれるのだと思います。

C委員

何についてという協定を結ぶということを決められているわけではなくて、当事者同士、話し合って決めていくということですよ。

会長

そうですね。ただモデルといいますか協定例というのが資料に載っていましたが。

A委員

例えば、話し合いをした時点で著しく不公平な協定が結ばれて、協定違反だといわれても、どうなのでしょう。極端な例ですが。

C委員

この資料の問題提示は、こんなに女性が頑張っているのに報酬が低いということで考えていいのですよね。

そしてこの解決策として家族経営協定などが記載されているのですが、本当に解決につながるか理解できないのですが。

会長

例えば、主婦の不払い労働の問題に近いと思いますが、要するに働いた分を適正に、きちり計算するという意味ではなくて、納得できる程度の評価にすることによって、その結果、女性の収入がはっきりすることにより、やる気もでるし、働きがい、やりがいにつながっていくということだと思います。

A委員

例えば、こんなに頑張っているのに、報酬が少ないような意識とか文化とかがある一方で、その家族同士に任せる協定してといっても、その協定が公平なものになりうるかどうかとそれを守っているから、協定違反ではないといってもなかなか改善には遠いなという気がします。

J委員

報酬という部分が、単年度となると状況によって払えないということも当然出てきます、その時協定違反だと考えるのかという問題があると思います。

会長

そうですね、どういう関係と言われたら、雇用関係ではありませんので、明らかに賃金ではありませんが、賃金と同じ意味で、家族の中で納得できる割合というのを定められることだと思います。

C委員

なぜ給与というのか。別の資料では収益分配という言葉もあります。

会長

この給与というのは、専従者給与のことですね。そういう場合のことをさしているのだと思います。それ以外の一般的な配分という意味では報酬という言葉だと思います。

C委員

まず第一歩として話し合ってみなさいということですね。

副会長

農家では、若い人が権力をあたえられていないということもあると思います。

J委員

法人化といってもまだ家族単位の部分が多いです。

何軒かが集まって誰かが社長になるというところまではなかなか難しいです。

ただこれからは、必要になっていくとは感じています。

家族単位で有限会社を作って、家族が役員になってということはありません。

A委員

一緒の区分で商売をしていますが、農業が円満にやっている時はいいと思いますが、いざという時の手だてがないことについて、例えば離婚の話しをしましたが、それだけではなく誰かが倒れたとかという時とかそういう場合はどうなるのかと思ひまして、健康状態はどうだとかが気になりました。

J委員

何%の農家の奥さんが健康診断を受けているかということについては、データ上はわかりませんが、農協としては、その部分に対してはある程度支援はしています。

事務局

先ほどの北見市での農業委員数は24名でございます。

それと関連してお聞きしたいのですが、農協の組合員の中に女性はどれくらいの割合なのですか。

J委員

1戸1組合員の所もありますし1戸で数名の所もありますので、戸数でいえば1500ぐらいだと思いますが、組合員数ですとたぶん2400か2500でしょう。

女性の人数というのは把握はしていないのですが、夫婦で登録されている方もいます。

事務局

J委員の方から、資料の方の家族経営協定の締結状況と農業経営の法人化について出所はどこからというお話がありました。こちらにつきましては北見市の農務課からの提供でございます。

会長

先程の議論に戻りまして、健康診断の件ですが、これは非常に重要な問題だと思えます。女性の健康問題について、次回のテーマになりますけれど、特に今日は農山漁村における女性の健康問題ということで、積極的に取り組む必要があるというご指摘と思います。

A委員

北海道の中でも札幌市は違って同じ調査で42.2%です。
取り組みが大事だと思います。頑張れば数値は上がっていくと思います。

会長

そういう意味では、今まで意識が少し足りなかったということだと思います。

A委員

早く推進して頂ければと思います。

会長

老人保険保護の健康診断と農協の共済組合の健康診断とはたぶん違うのですよね。

A委員

共済組合の健康診断は受けられるのですか。

J委員

共済組合は健康保険組合みたいなものと考えて頂ければいいと思います。
それと別で農協として助成しています。
人間ドックよりも少し軽い健診です。胃カメラもしますし。

A委員

それは、国保加入者ではないのですか。

J委員

農業者は基本的に国民健康保険です。

A委員

共済組合というのは。

J 委員

共済組合は農協の職員の方です。

A 委員

農家の方も国民健康保険であれば、先ほどの割合に入ってきます。

G 委員

形式的な部分で家族経営協定という形は、経営者という感覚があれば、当然家族が従業員にもなりますから、経営者としては従業員の健康を考えなければいけないと思います。

資料を見ると家族経営協定の中には、いろんな項目、例えば収益の配分という取り決めもありますし、健康のこともありますので、家族経営協定がお互い住みやすい環境を作るという意味でも必要ではないかと思います。

C 委員

まずは質よりも数の普及ということが大事なのではないでしょうか。

G 委員

今日ですね配られた資料の中にひな形がありまして、その中で例えばお互いに話し合っ、この部分は譲るだとか、この部分は具体的に決めるだとかいろいろ選べると思います。

話し合いの場として、ひとつ提案するという意味でもいいのではないかと思います。

今、農家戸数が減ってきている中で、食料自給率というのも低いわけです。

外国からいろいろなものが入ってきている危機感もありますから、農家に従事していない女性や男性が、農家に夢と希望を持てるようになっていければいいと思います。

A 委員

先ほど農業は体力を使うお仕事なので、男性が中心になりがちなのではというお話がありました。健康の問題で農業者の方を夫婦で見ると、男性の方が検査に引っかかることが多いです。他の業種よりも格差が大きいです。

原因は運動不足です。理由を聞くと、ご主人は機械を使っていて奥さんは歩いて農作業を手伝っている、だから奥さんは自然に体を動かしていることになります。

ただ肉体的にきついからだけで男女推進というのはちょっとそのギャップを感じられるかなと思いました。

J 委員

実態としてはそういう面もあると思います。

会長

それでしたら、たまに奥さんがトラクター運転して、男性が歩けばいいと思いますが。

A委員

そうならないから、運動不足ということになると思います。

会長

そういうことを、啓発するといえますか。

C委員

それも協定で話し合ったらいいのでは。

会長

何か男性がトラクターを運転しなければならないというような固定観念はあるのでしょうか。

J委員

免許だと思います。

女性が大型特殊免許を取るのとはいう壁があるのかもしれませんが。

会長

女性でも免許を取りたいという人はいると思いますよ。

ただそこに壁があるということでしょうね。

しかし女性の大型特殊免許取得者がいても全然おかしくないわけです。

A委員

免許取得にお金も時間も必要となれば、中心になって機械に乗る人を定めてしまうと思いますのでなかなか難しいですね。

会長

でも、その辺はそれぞれ改善すべき制度上の問題であって、男女共同参画社会基本法の中の男女を中立にするという努力が必要になると思います。

すぐには変わらないと思いますが。

仕事の内容だけでなく、家に帰って動かないとかですね、そういうこともあると思います。家に帰って、お酒を飲むだけとか。それでも我々よりは動いていると思いますけれど。

林業漁業の方は話が出ませんけれども、これからの課題など何かありますか。

A委員

男女のことではないのですが、日本で昔、子供をお金で売り渡していいかどうかという調査がありまして、1950年くらいに東京の都市部で聞くと大抵の人は反対でしたが、農村部で聞くと、仕方がなかったらしょうがないという意見や意識があって比率は50%までは達していませんでしたが高かったと思います。

漁村部は農村部とは違ってこの調査では比率が少ないという結果でした。

その違いはなぜかという歴史的に、漁業は、漁に関わった人がみんなでその収益を分けると、家族という枠を超えて何家族かで漁をしてきたということがあり、農村部での家族単位とは少し違いがあって、家族の働きに対する意識の違いがあるのではないかなと思いました。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは他に何かありませんでしょうか。

非常に有意義な討論が出来たのではないかと思います。

それでは第4回北見市男女共同参画審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局

(次回開催日を発表)